



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年6月19日 No.101

社員が誤解しやすい内容を鮮明にする

東日本ユニオンは6月14日に「『通勤手当等の見直しについて』に関する申し入れ」の団体交渉を開催し、計18項目にわたり提案内容を鮮明にしてきました。

<会社提案資料より転載>

【現行モニター指定区間に加え、新たに以下の区間が対象】

例) 大宮～高崎／宇都宮、東京・上野～小山、長岡～新潟、福島～仙台、水沢江刺～盛岡等
また、仙台～古川、長野～飯山、東海道新幹線（東京・品川～小田原・熱海、新横浜～熱海）も特に認めた区間として対象とします。

上記の会社提案資料に「例」として記載されている区間は、一見すると「無条件で新幹線通勤が可能である」と読めてしまいます。しかし、団体交渉を通じて「条件なし」と「条件付き」の区間があることが分かりました。

「条件なし」で新幹線通勤が可能となる区間

東北新幹線・仙台～古川（43.2 km） 北陸新幹線・長野～飯山（29.9 km）
東海道新幹線・東京・品川～小田原・熱海、新横浜～熱海

「条件付き」で新幹線通勤が可能となる区間

大宮～高崎（74.7 km）／宇都宮、（79.2 km）東京・上野～小山（80.6 km）、
長岡～新潟（63.3 km）、福島～仙台（79 km）、水沢江刺～盛岡（65.2 km）等

「条件付き」とは、あくまで「乗り換え時間を含め、在来線普通列車での通勤時間が1時間30分以上であり、かつ、自社線の新幹線の利用により45分以上短縮ができる場合」の条件を満たした場合のみ、新幹線を利用した通勤が可能となります。

また「等」と記載しているのは「上記区間以外にも対象となり得る区間が存在するが、対象区間をすべて掲載できないため」としており、支給条件を満たせば上記区間以外でも新幹線通勤が可能であるとの考えを示しています。

在来線特急列車による通勤に関しては「現行モニター制度」で認めている区間は継続するものの「今回新たに設定する区間はない」としています。なお「現行モニター制度」で認めている区間の設定根拠として「100 km超である」「在来線普通列車との時間差がある」「お客さまの列車ご利用状況を勘案している」などとしています。ただし一方で「乱用はしないが、新たな区間を認める余地はある」との考えを示しています。

東日本ユニオンに加入し、抱えている通勤の悩み等を解消させよう！